

学校法人南九州学園科学研究費の管理・監査規程

(目的)

第 1 条 この規程は、南九州大学及び南九州短期大学（以下「本学」という）における文部科学省又は同省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金（以下「科研費」という）の取扱いに関して、適正な運営・管理についての必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 科研費の適正な運営・管理を行うため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高管理責任者は、機関全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者とし、大学については大学学長、短期大学については短期大学学長を充てる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者が責任を持って科研費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、財務部長を充てる。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って科研費の運営・管理が行えるよう、率先してリーダーシップを発揮しなければならない。

5 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次のことを行うこととし、財務部経理課長及び都城事務部会計課長を充てる。

(1) 本学におけるコンプライアンス推進のための対策を講じ、実施状況を統括責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、本学内の科研費の運営・管理に関する全ての研究者、事務職員その他関係する者（以下「構成員」という）に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 構成員が、適切に科研費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善の指導を行う。

6 総務企画部内に内部監査部門を設置し、直接科研費事務に携わらない者をこれに充て、最高管理責任者に直接報告を行うものとする。

(相談窓口の設置)

第 3 条 本学における科研費に係る事務処理手続及び使用に関するルールについて学内外から相談を受ける窓口担当者を財務部内におく。また、都城事務部庶務課内に連絡相談窓口担当者をおく。

(不正防止計画の策定及び実施)

第 4 条 不正防止計画については、「南九州学園公的研究費不正使用防止計画」において別に定める。

また、備品等の発注及び検収については、別途「学校法人南九州学園科学研究費補助金の取扱いに関する取決め」において詳細を定める。

2 不正防止計画の推進を担当する者を財務部内におく。また、都城事務部庶務課内に連絡窓口担当者をおく。

(納品検収確認業務窓口の設置)

第 5 条 本学における納品検収業務については、別に定める「科学研究費補助金の取扱いに関する取決め」を準用する。

(通報窓口の設置)

第 6 条 学内外からの通報（告発）窓口担当者を総務企画部内におく。

2 不正に係る情報は、窓口担当者から統括管理責任者を経て最高管理責任者に適切かつ迅速に伝達する。

(不正使用に係る調査)

第 7 条 不正に係る告発等を受け付けた場合には、最高管理責任者は統括管理責任者に対し直ちに、不正使用が疑われる事案についての調査を指示する。告発等を受け付けた場合は、告発等の受付か

ら30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否について科研費を配分する文部科学省の機関（以下「配分機関」という）に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

（調査委員会の設置と調査）

- 第8条 調査が必要と判断された場合は、最高管理責任者が調査委員会を設置し、調査を実施する。
- 2 本委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
 - 3 本委員会は最高管理責任者を委員長として、「学校法人南九州学園研究活動の不正行為への対応に関する規程」第9条に準じて設置する。
 - 4 本学は、調査中必要に応じて、非告発者等の調査対象となっている者に対して、科研費の一時的執行停止を命じる。
 - 5 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の度合い、不正使用の相当額等について認定する。
 - 6 本学は、調査の実施に際し、調査方針と調査対象及び方法等について配分機関に報告し、随時協議する義務を負う。調査の実施に関しては、「学校法人南九州学園研究活動の不正行為への対応に関する規程」第10条以下の条項に準じて行う。

（誓約書の提出）

- 第9条 科研費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、誓約書の提出を義務付ける。誓約書の内容については、様式1の通りとする。
- 2 取引業者においては、一定の取引実績や本学におけるリスク要因、実効性を考慮した上で誓約書の提出を求める。誓約書の内容については、様式2の通りとする。

（懲戒）

- 第10条 科研費の不正に関わった構成員の懲戒の種類及びその適用については南九州学園就業規則第9章懲戒規定に準じる。

（取引業者への処分）

- 第11条 不正な取引に関与した業者については、最高管理責任者より取引停止等の処分を文書にて通知し、その事実を外部に公表する。

（モニタリング及び監査）

- 第12条 科研費の適正な管理を行うため、監事及び外部監査人はモニタリング及び監査を行う。
- 2 本件に関しての手続きは、別に定める「学校法人南九州学園科学研究費補助金の取扱いに関する取決め」を準用する。

（補足）

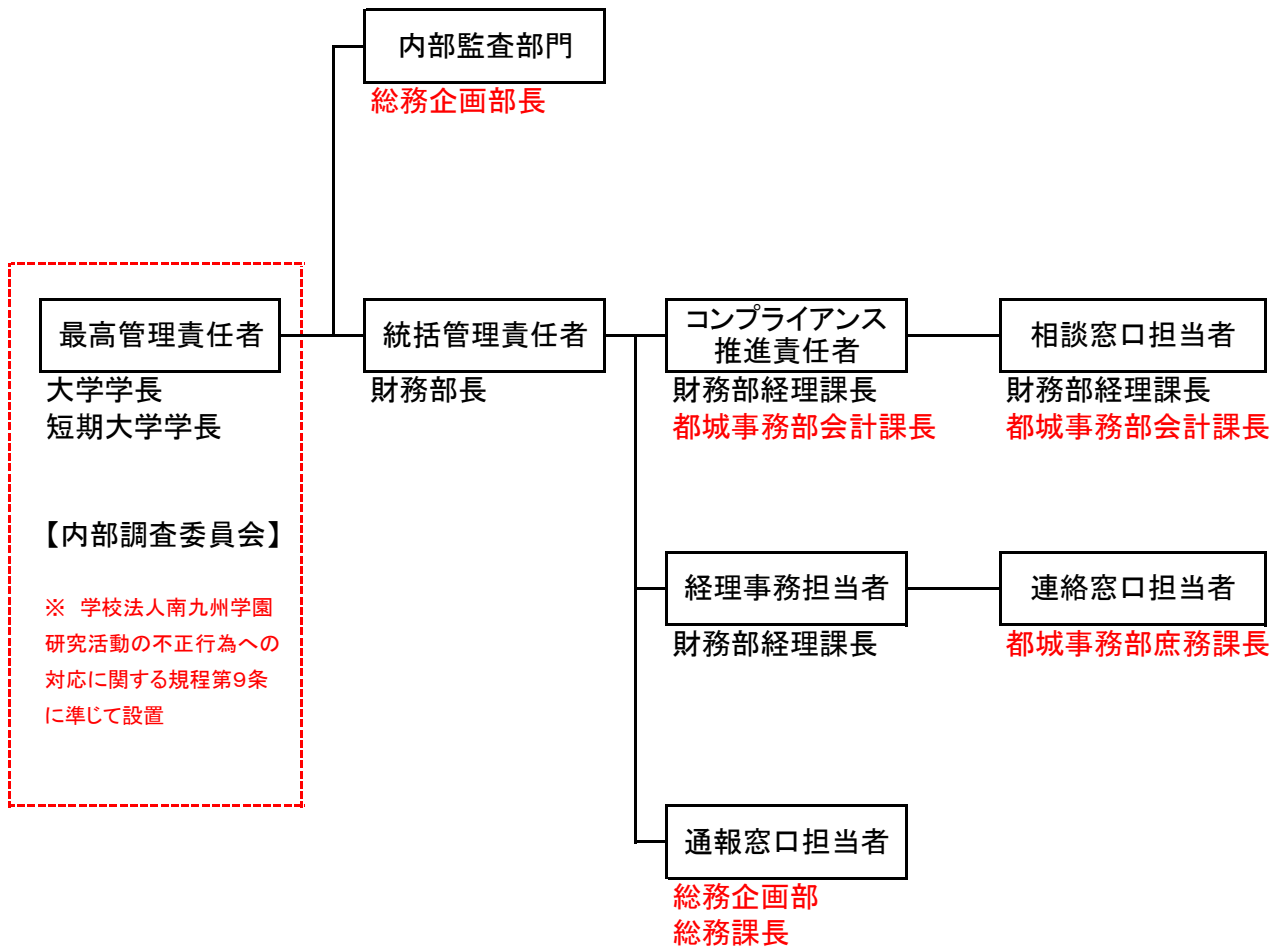
- 第13条 この規程を施行するために必要な事項は、理事会が定める。

附 則 この規程は、平成26年12月22日に制定し、平成27年1月5日から施行する。

附 則

改 正 平成29年3月14日

科研費等の公的外部資金運営管理のための組織体制図



※ 上記組織図は、科研費以外の外部公的資金運営管理においても準用し、担当職名は相手先機関の規程等にあわせ、随時読み替えることとする。

誓 約 書

南九州大学・南九州短期大学 学長 殿

私は、科研費等公的研究費により研究を遂行するにあたり、本学の関連規程を遵守し、本研究費が国民の貴重な税金によって賄われている事実を深く受け止め、本研究費を公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正行為を行わないことを約束します。

なお、規則等に違反して、不正を行った場合、本学や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担することを誓います。

平成 年 月 日

(自署)

研究者氏名

誓 約 書

南九州大学・南九州短期大学 学長 殿

弊社は、科研費等公的研究費により研究を遂行する研究者の設備備品等の取引に関し、貴学の関連規程を遵守し、研究に係る取引全般において不正行為を行わないことを約束します。

また、貴学が行う内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

万が一不正行為の事実が発覚、又は疑惑が浮上した場合、貴学からの取引停止処分のみならず、不正行為の外部公表により、弊社がいかなる不利益を受けても一切依存はございません。

なお、研究者等から不正な行為の依頼等があった場合は、通報します。

平成 年 月 日

企業名

代表者

⑩